

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々へ速やかに生活・暮らしの支援を行うことを目的に、住民税非課税世帯等へ臨時特別給付金として1世帯当たり10万円を交付します。

【交付までの流れ】

対象世帯

①令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

令和3年12月10日時点で小坂町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

※該当する世帯には2月下旬に「確認書」を郵送します。

※ただし、令和3年1月2日以降に町へ転入した方がいる世帯には3月中旬の郵送となります。

手続き方法

お手元に届いた「確認書」の必要事項を全て記入し、返信用封筒を使用して役場に返送してください。

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税世帯」相当の収入となった世帯

※期間内に申請が必要です。

※通知等はありませんのでご注意ください。

「申請書」をお問い合わせ先または町ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入して添付書類とともに郵送または持参してください。

▶申請期間 3月1日(火)～9月30日(金)

「確認書」または「申請書」を受領してから2週間程度で交付します。ただし、記入内容に不備等があると確認のため交付が遅れる場合がありますのでご注意ください。

※臨時特別給付金の対象者は、DV被害で避難されている方なども該当する場合がありますのでお問い合わせください。

■申請・お問い合わせ先 総務課企画財政班 (TEL29-3907) 〒017-0292 小坂町小坂字上谷地41-1

事業者向けの 燃料費を助成します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により燃料費が高騰し、事業経営を圧迫していることから事業者向けの燃料費を助成します。

◆助成額について

従業員数に応じて異なります。なお、個人事業主の方は事業主を従業員数に加えることができます。

従業員数(人)	～5	6～10	11～
助成額(万円)	5	10	50

※従業員数には、パートタイムやアルバイト等を含みません。

◆対象者

町内で事業所を冬期間も経営している個人及び法人の事業主

◆手続き等について

対象と思われる方には案内と申請書を郵送します。なお、案内等が届かなくても助成の対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

■お問い合わせ先
観光産業課観光商工班 (TEL29-3908)

小坂町米価下落対応 営農継続支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大によるで主食用米の価格下落の影響を受けている主食用米作付農家の営農負担軽減と今後の米生産継続のための支援を行います。

◆支援金の額：3,000円／10a

※令和3年度水稻生産実施計画書から算出しています。

※対象面積は主食用米のみです。飼料用米・加工用米・米粉用米は対象となりません。

◆支援対象者(次の①②両方に該当する方)

- ①小坂町に住民登録があり、主食用米の生産・販売をおこなっている方
- ②「令和3年度水稻生産実施計画書兼営農計画書」を提出している方

◆手続き等について

対象者には案内と申請書を郵送します。必要に応じて生産や販売の実績を確認する書類の提出をお願いする場合があります。

■お問い合わせ先
観光産業課農林班 (TEL29-3912)